

福岡朝鮮学園への補助金についての質問書

（私立外国人学校教育振興費補助金）

前略、まずは何の前触れも無く『質問書』を送付いたしました非礼をお詫びいたします。

我々「早乙女会」は昨年7月4日、福岡朝鮮学園への補助金の件について私学振興課をお訪ねし、担当者の方に対応していただきました。しかしながら、我々の要望や質問に対して的確な回答が得られなかった事と、担当者の回答をお聞きしていくうちに、職員の方の認識が一般的な世間の常識とかい離しているのではないかと疑問を持ち、また、職員の方の思考が朝鮮学園側に寄っているように感じました。

それ故に、補助金についての照査自体が甘く、緩くなっているのではと不安になり、我々自身でも福岡朝鮮学園への補助金の実態を知るべく、平成24年度から28年度までの五年間について情報開示請求を行い、独自に調査・分析をしてきました。

その結果、各年度とも県民・国民として疑問が湧くような補助金の支出があり、この度、それらの疑問を解くべく、今回『質問書』という形で「私学振興課」と公金の支出を預かる「会計課」に送付いたしました。

【質 問】

(1) 領収書の無い旅費への補助金支出について

朝鮮学園に対する「領収書の無い旅費への補助金支出」が平成24年度から28年度の五年間続けられており、その総額は100万円を超えています。(添付資料の「年度別旅費」を参照)

その内訳は、五年間の総額は**106万3千円**であり、その内の領収書が基本的に発行されないバスについては**29万3140円**、領収書が発行されるのに取得されていない交通費が**76万9860円**と成っています。

我々はこの事に疑問を持ち、昨年中に私学振興課へ電話をして担当者の方に確認を行いましたところ「県では電車などの一定の短い区間については料金が明確に分かるため、領収書が無くても計算書等で支払いを行っています」との回答でした。

我々もこれについて理解することはできます。県としては職員の職務上の移動や出張については、上司による指示・命令によって行われますので、業務記録や報告書などを見れば、何月何日に誰々が何処へ行ったかという事は明確に判明します。故にそれによって、たとえ領収書が無くてもその交通機関を利用したという証明はできると考えます。

ただしこれは県庁自体が職員を統制管轄しているからできる事であり、直接に統括していない外部団体については難しいのではないかと思います。

この領収書の無い旅費への支出を調査して分かった事は、そのほとんどがバスケットやサッカーに関するもので、大会への参加や練習試合の為の移動費と成っています。大会や練習試合は、通常は急ぎよ決まるものではなく、日取りや時間が事前に組まれるものです。よって領収書等を発行してもらう十分な時間的な余裕は有ると思われれます。

領収書は第三者による証明です。それが有る事によって県の職員や福岡朝鮮学園が不正を行っていないという証明を担保するものだと思います。それなのに領収書が無い状態で公金が支出されるという事は、一般の県民からすれば福岡朝鮮学園と県の職員が結託して横領していると勘違いされてもおかしくありません。

例えば、補助金を受けているある団体が、県にA駅からB駅まで10人で会議のために移動すると旅費の補助金を申請をしていて、実際には8人しか参加していなかったとすれば、この場合には、二人分の不正受給と成ります。この場合、人数が10人だったのか8人だったのかは、県が確認するすべが有りません。

また、同じ条件で、実際には会議が行われずに交通機関を使用しないことも考えられます。この場合には一旦、10人分の切符を購入して領収書をもらい、その後に払い戻しを受ければ、JRなどでは払い戻しの際には領収書の提出は求められないので、10人分の領収書を持ったまま、払い戻しの手数料を差し引いた金額が手元に残る事と成ります。そしてそのまま県へ領収書を提出して補助金を受け取る事ができます。

そして学校の部活による大会参加や練習試合では、会場が比較的近距離の場合には現地集合として生徒の保護者等に送迎してもらったり、教師所有の車に分乗して移動して、交通費の申請だけを行うという事も考えられます。

この様な不正を防ぐために、県庁側は領収書の履歴をJRに問い合わせるべきですが、領収書そのものが無いわけですから、それを行う事はほとんど不可能です。よって現在の状況は、旅費を支出するための裏付けとなる領収書も無く、本当にその交通機関を使ったかも確認せず使用した確実な人数も確認せず、県は福岡朝鮮学園から言われるままに「旅費」の補助金を公金から支出している事になります。この状況で「適正な支出」をしていると、どうやって担当者や担当課、そして県知事は証明し、主張できるのでしょうか？

本来なら、県は福岡朝鮮学園に対して、「領収書を提出しなければ補助金を支出できません」と繰り返しておけば、自分達の職務への責任は全うできるはずですが。ところがわざわざ自分達から「領収書の提出が必要」という基準を緩めて、第三者である県民から見ると不正に加担しているとしか見えない状況へ自らを落としています。

そしてそれを外部から指摘されても、担当者は「県ではそれが当たり前なんです。どこが変なのでしょうか？」という感じで、自分で自分の首を絞めているという自覚さえも無いようです。

県から支出されている補助金は公金であり、県民や国民の税金です。故にその運用については、一円の不正があってもならないという厳正さが必要です。しかし、現在の県の状況では、とてもそれが担保されているとは言えない状況だと思われれます。これは県の担当課や県庁全体の規則の緩みや職員の怠慢から起きている事だと思われれますが、この件について私学振興課及び会計課はどうお考えなののでしょうか？ それとも領収書無くとも外部団体へ公金を支出しても良いという法的な根拠や規則等が有るのでしょうか？

もし、我々の主張が間違いであり、私学振興課並びに会計課が、平成24年度から28年度までの「領収書の無い旅費」への支出が適切に行われたと主張されるのならば、添付資料の「年度別旅費」にあるNo.1からNo.202までの「領収書の無い旅費」への支出について、その一つ一つに対して適切な支出であったという証明をしなければなりません。仮にその証明ができないという事になるならば、これら「領収書の無い支出」は不適切な支出と成り、朝鮮学園からの返還、または補助金を支出した責任者である小川知事による弁済が必要と考えます。

尚、適切であったという証明は、下記の項目に沿って行う必要があります。

- ①、補助金が申請されている月日に実際に申請された人員が、申請された交通機関を申請された場所まで利用したという、「第三者の証明」がなければならない。
- ②、領収書の発行が行われないバスについても、上記の①に有る項目が領収書に代わる何かによって証明されなければならない。
- ③、例え領収書が有っても、その領収書が証明する切符等が換金されておらず、確実に使用されたという「第三者の証明」が必要である。

◎外部団体への補助金支出の際に、領収書もしくはそれに類する物が無くても支出できるという「法的な根拠」「内部規則」「議会の承認」「県知事の指示」等が有りましたら、その詳細をご回答ください。

◎今回、我々が指摘しております外部団体への「領収書が無い状態での旅費支出は、私学振興課及び会計課は適切であるとお考えでしょうか？ それとも不適切であるとお考えなのでしょうか？ もし、適切であるとお考えの場合には、下記の(A)についてご回答ください。また、不適切とお考えの場合には、(B)についてご回答ください。

(A) 私学振興課並びに会計課は、添付資料の「年度別旅費」にあるNo.1 からNo.202 までの「領収書の無い旅費」への支出について、その支出が適切であったという証明をしてください。

(B) もし、証明ができない場合には、その理由と証明できない支出についての今後の対応をご回答ください。

(2) アリラン夏祭り及びふれあい納涼祭の「打ち上げ花火」への補助金支出について

添付資料の「打ち上げ花火への補助金額」及び「旅費と花火」にあるように、現在「私立外国人学校教育振興費補助金」から北九州朝鮮初級学校での「アリラン夏祭り」と福岡朝鮮初級学校での「ふれあい納涼祭」に五年間で 100 万円以上の補助金が支出されています。

その内訳は、打ち上げ花火に支出された補助金の総額が 109 万 9500 円で、これは補助金全体の 20.7%を占め、支出された補助金の 2 割以上が使用されている事になります。

私学振興課が行っている補助金は「私立外国人学校教育振興費」という名前の通りに、これは私立外国人学校の教育の振興と日本の学校及び生徒との交流を図る事を目的としています。

ところが「打ち上げ花火」は空を見上げて楽しむというように、交流というよりも個人での観賞という意味合いが強いものです。これらの性質上、掛かるコストに比して交流としての効果は薄いと思われ、また教育としての意味合いも弱いと考えられます。

その点について担当課である私学振興課や会計課、そして補助金の支出責任者である小川知事は、どのようにお考えなのでしょうか？

我々一般の県民からすれば、生徒に対して「子供用の手持ち花火」程度で楽しんでもらうのならば、日朝の生徒間の交流としても理解できますが、各地で開催される夏の花火大会は、住民の交流というよりもレクリエーションの一環として、また地域の季節的なイベントとして開催されていると思われまます。

そのような意味合いの強い「打ち上げ花火」のイベントに対して、まるで「町内会への補助金」や「町づくりの補助金」のように、毎年二十万円以上という高額な金額を、学校への教育振興費の補助金から支出するのは即刻やめるべきです。

◎私学振興課並びに会計課は、「アリラン夏祭り」と「ふれあい納涼祭」で行われる「打ち上げ花火」に対して学校の補助金を毎年二十万円以上も支出していますが、これは適切な支出だとお考えですか？ 適切だとお考えの場合はその理由をお聞かせください。またもし、適切ではないとお考えの場合には、今後の対応をご回答ください。

◎私学振興課並びに会計課は、この学校教育振興費から「打ち上げ花火」へ支出されている二十万円以上の補助金について県民の理解が得られるとお考えでしょうか？ お考えの場合には、その理由をご回答ください。

(3) 平成 28 年度の九州朝鮮中高級学校の創立 60 周年行事に有る「領収書が有る旅費」の中の領収書にも疑問な点が有るので質問いたします。(添付資料「平成 28 年度 旅費支出一覧表を参照」)

- ①、領収書No.7 の 2016/7/30、「福岡県内での卒業生との会合」、購入駅：城野駅、5,960 円、切符の枚数 3 枚
- ②、領収書No.8 の 2016/7/30、「福岡県内での出演者依頼」、購入駅：城野駅、7,300 円、切符の枚数 3 枚
- ③、領収書No.16 の 2016/8/22、「福岡県内での実行委員との会合」、購入駅：折尾駅、10,080 円、切符の枚数不明
- ④、領収書No.17 の 2016/8/26、「福岡県内での実行委員との会合」、購入駅：小倉駅、20,580 円、切符の枚数 10 枚
- ⑤、領収書No.20 の 2016/9/8、「福岡県内での実行委員との協議」、購入駅：黒崎駅、5,960 円、切符の枚数 3 枚
- ⑥、領収書No.36 の 2016/10/13、「福岡県内での実行委員との協議」、購入駅：折尾駅、5,960 円、切符の枚数 3 枚

上記の「領収書が有る旅費」の①～⑥は、発着駅が不明です。そのために領収書の精査ができない状況です。このような状況の領収書について県の担当者は、どのようにしてこの旅費に対する補助金の支出が適切であったのか判断できたのでしょうか？

切符は手数料を払えば、窓口等で払い戻しができます。その際には領収書の提出は求められません。そのため切符を払い戻した際には、領収書と払い戻しの手数料を差し引かれた現金が手元に残る事になります。

それ故に、切符の場合には領収書が提出されていても、その切符が使用された事を 100%証明する物ではありません。ですので「切符の発着駅」や「購入した切符の枚数とその内容」が曖昧な場合には提出された領収書を基に切符を発行した会社への問合せ確認が必要だと思えます。

◎県の担当職員は、一体どのようにして上記の①～⑥までの切符が適切な使用であったと確認できたのでしょうか？ その方法をご回答ください。

◎我々は上記の①～⑥の切符についてその内容と払い戻しの有無等を J R 九州に問い合わせ確認する事を要求いたします。私学振興課及び会計課は、これらの切符について J R 九州へ問い合わせ確認をする意思はありますか？ ご回答ください。

◎もし、問い合わせ確認によって「払い戻し」などの状況が確認できた際には、県としてはどのような対応をされるつもりですか？ ご回答ください。

(4) 「領収書無しでの旅費の支出」と「打上げ花火」について

(1)と(2)で記しましたように、「領収書無しでの旅費の支出」については五年間の総額は 106 万 3 千円であり、「打上げ花火への補助金支出」も五年間の総額は 109 万 9500 円と成っています。この二つを足すと 216 万 2500 円となり、これを五年間の補助金総額 531 万 5000 円で割りますと、何と 40.7%と成ります。即ち補助金の半分弱の約 4 割が、一般県民から見ると「不適切な支出」または「その疑いが有る支出」となります。(添付資料の「旅費と花火」を参照)

この状況で、かつて小川知事は記者会見の場で「予算執行後も調査し、確定させている。適正に執行することで、(北朝鮮に流れないように)担保する」と述べていますが、調査どころか支出の段階から「公金を領収書等の支払い証明の無い旅費に支出する」など酷い惨状を呈しています。

◎予算執行の担当課である私学振興課並びに会計課として、上記に有る「補助金の約4割が、一般県民から見ると「不適切な支出」または「その疑いが有る支出」となるということについてどう考えられていますか？ ご回答ください。

(5) 「福岡朝鮮学園の郵便料金」について

添付資料の「福岡朝鮮学園の郵便料金」に有るように、学校行事として行われる各イベントの案内状等の送付について問題が有ると思われるので指摘させていただきます。

項目の「内容」に有ります「赤い文字」で記されているのは記念切手の購入です。資料を見ると毎回違った記念切手シートを購入していることが分かります。また、記念切手だけではなく、同時に普通の切手も購入しています。さらに切手を購入しているのに宅配業者のメール便で送付しているケースもあります。

切手は金券ショップへ持って行けば換金ができます。また、記念切手の場合には、後年にプレミア的な価値が付く場合もあり、趣味として収集している人もいます。そして切手購入で一番問題なのは、購入した切手をすべて使い切ったという証明ができない点です。

例えば記念切手1シート10枚の切手を5シート50枚購入したとして、その内の40枚を案内状の送付に使い、1シート10枚を使わずに収集や換金のために着服したとしても案内状を送付した総数が判明しない限り不正が証明できません。

この様に切手を購入したという領収書が有ったとしても、その切手をすべて使ったという証明は困難ですので補助金での切手の購入は対象外にするべきです。

もし、朝鮮学園の郵便料金に補助金を出すとしたら別納郵便(郵便窓口へ提出して料金を支払うもの)を利用した分のみとするべきです。郵便の窓口へ提出すれば領収書に、送付した郵便数や支払った料金が記されるのでより公正さを担保できて安全です。また、郵便の窓口へ提出した場合には、切手を貼る手間も省けるなど作業負担の軽減にも寄与するのに、何故わざわざ切手を購入しようとするのでしょうか？

それともう一つ、後納郵便料金についても問題が有るようです。後納郵便とは文字通りに郵便料金の後払いという意味です。通常は一か月分をまとめて後日支払う事と成りますが、添付書類に有るように請求書の内容を示す明細書の提出が有りません。

これですと県に申請された事業に関係ない郵便料金まで補助金の対象に成るのではないのでしょうか？ 県の担当者は、いったいどのようにして領収書だけで後納郵便料金の内容を精査できたのでしょうか？

後納郵便については必ず請求明細書の提出を求めべきだと思います。また出来る限り、切手購入や後納郵便ではなく、郵便窓口での支払いのみを対象とするべきです。

(6) 賃借料(燃料費)などについて

☆1 平成24年度、北九州朝鮮初級学校の「北九州アリラン夏祭り」における通信運搬費、8月25日、**軽油20L、2,520円**、給油時刻19:05は、いかなる車をいかなる用途で使われたのでしょうか？ 燃料の種類が軽油ですので、自家用車からトラック・バスまでと対象車種は広く、限定するのが難しいです。

尚、夏祭りは通常、開演は17時、18時から舞台演目、20時ごろ花火の打ち上げの様です。よって給油は夏祭りが始まってからという事になります。また、同日に福岡でも「納涼祭」が開かれているので福岡からの生徒や父兄の輸送ではないと思われれます。もし、レンタルのトラックで何らかの資材を運搬したのなら、資材の返却を考えれば、給油は通常イベント終了後にな

らなければ不自然です。また仮に、レンタルではなく自家用のトラックであったなら、燃料の消費量を考えずに適当に給油した事になり、不正受給に該当します。因みに各種ディーゼル車両の基本的な燃費は以下の通りです。

自家用車 18 km、マイクロバス 8 km前後、2 tトラック 7 km、4 tトラック 5 km、中型バス 5 km前後、大型バス 3 km前後、(トラックは貨物積載時、バスは人員乗車時の燃費)。

因みにこれでいけば、自家用車は 360 km、マイクロバス 160 km、中型バス 100 kmと成ります。もし車 2 台をレンタルしたとしてもかなりな走行距離と成るようです。この軽油 20 L もの燃料を何に使用したのでしょうか？ ご回答ください。

☆2 同じく北九州朝鮮初級学校の「市民交流 朝日友好学芸会」における通信運搬費の燃料給油に関する事です。

(1) 10 月 19 日、軽油 16.13 L、給油時刻 21 : 25、給油場所 : セルフニュー本城(八幡西区本城)。

(2) 関門・門司通行 16 : 29(行き)、18 : 04(帰り)、150 円(普通車の料金)、用途 : 衣装を取りに行った。

(3) 福岡北九州高速(黒崎 : 行き、春日 : 帰り)、用途 : 衣装を取りに行った。

以上の 3 点の情報から推測すれば、北九州の朝鮮学校(八幡西区折尾)から下関方面へ学芸会で使う衣装を取りに行ったようですが、黒崎インターから福岡北九州高速に乗り、16 時 29 分に関門トンネルを使用して下関方面へ走行。その後、18 時 4 分に再び関門トンネルで北九州方面へ走行し、春日インターから福岡北九州高速に乗って朝鮮学校へ戻り、21 時 25 分に近くのガソリンスタンドで軽油を 16.13 L 給油した、という事が分かります。

これらの情報から分かる事は、北九州の朝鮮学校から関門トンネルの入口まで約 35 km。関門トンネルに入って戻って来るまでの時間は約 1 時間半。これが高速道なら最大で 150 km と成りますが、高速道の領収書が福岡北九州高速以外は出ていないので、関門トンネルを出た後は普通道を使用しているようです。

よって普通道を一時間半の間に走行できる最大の距離は約 80 km 程度なので、これに朝鮮学校から関門トンネルまでの往復距離 70 km を足すと 150 km と成り、これを一般的なディーゼルの普通車の実燃費約 15 km/L で計算すると、 $150 \text{ km} \div 15 \text{ km/L} = 10 \text{ L}$ となり、給油量 16.13 L から 10 L を引くと 6.13 L となるので約 6 L の不正給油となります。

もし、目的の場所が下関市内であれば関門トンネルから約 4 km 程度なので往復で約 8 km となり、 $70 \text{ km} + 8 \text{ km} = 78 \text{ km}$ となります。これを燃費で割れば、 $78 \text{ km} \div 15 \text{ km/L}$ で 5.2 L となり、これを給油量の 16.13 L から引けば 10.93 L となります。よってこの件は、最小で約 6 L、最大で約 11 L の不正給油に成るのではないのでしょうか？ ご回答ください。

☆3 同じく平成 24 年度の福岡朝鮮初級学校の「ふれあい納涼祭」における通信運搬費、8 月 26 日、軽油 16 L、コスモ石油新宮 S S、福岡市東区和白ヶ丘、給油時刻 21 : 16 とありますが、これはどんな車の燃料を給油されたのでしょうか？ ひょっとするとその下の方に有る賃借料の欄に有る、8 月 25 日に福岡長寿の家コヒャンから借りた中型バスの燃料を入れたのでしょうか？ この日は、北九州の朝鮮初級学校でも「アリラン夏祭り」が開催されているので北九州からの生徒などの送迎でないと思います。もしかすると福岡長寿の家コヒャンのお年寄りを送迎したのかもしれませんが、それだと中型バスであっても軽油 16 L は入れ過ぎではないのでしょうか？ 上記の二つの質問にご回答ください。

☆4 平成25年度の本校地域住民公開「運動会」の2013/5/24 レギュラーガソリン20L、2サイクルオイル1L、給油時刻19:15、給油場所：ステージ和白SSについては、いったい何の使用目的で給油並びに2サイクル用オイルを購入されたのでしょうか？ この情報を好意的に受け止めた場合には、草刈り機のための混合燃料のために購入したと推測されますが、悪意的に見れば2サイクルエンジンを載せたバイクに燃料とエンジンオイルを補給したとも見ることができます。

燃料や旅費、そして切手・証紙や商品券等は、他への流用や換金が可能ですので、補助金を支出する際には今回のように、それが適切な支出であったという証明が必要になる事が有ります。 その為にも詳しい説明とその記録が必要だと思われませんが、県はどのような対応を今後するのでしょうか？ ご回答ください。

☆5 平成26年度の10周年記念行事で10月22日に荷物の運搬の為と称して軽油が37.6Lも購入されています。記念行事はその四日後の10月26日ですので、事前に給油している事と成ります。

この場合は、軽油の不正受給の可能性が高くなると思われませんが、チェックをすべき県の職員はどのような確認をして、これを補助金の対象とされたのでしょうか？ 少なくとも下記のチェックは必要だと思われます。

- 1、どのような車を使用したのか？(車種とレンタルか自家用か？)
- 2、どのような荷物を運搬したのか？(記念行事の何に使う物なのか？)
- 3、荷物をどこまで運搬したのか？(片道か？返却のために往復か？)
- 4、購入した軽油はすべて運搬に使用されたのか？(余った分を私的に使用していないか？)

因みに、トラックの一般的な実燃費は、1~2t車の積載時は7km/1程度、4t車で5km/1程度といわれています。これをこの37.6Lに当てはめると1~2t車で263.2km、4t車で188kmと成ります。

これほどの距離をどこまで何を運んだのでしょうか？ また、2台を使用したとしても一台が130km~94kmの走行距離と成ります。トラック2台で運ぶほどの荷物とは何だったのでしょうか？ これらの件についてご回答ください。

☆6 平成26年度の福岡朝鮮初級学校の「ふれあい納涼祭」において9月1日に旅費としてレギュラーガソリン3.07Lが購入されていますが、これは何に使われたのでしょうか？

☆7 平成27年度の「アンニョンハセヨコンサート」についての支出で、11月15日に車レンタル(2台分)、軽油7.55L、軽油13.83Lとありますが、レンタルされた車はどんな車なののでしょうか？ またなぜ同じ場所へ行ったのに給油された量が大きく違うのでしょうか？

我々の想像では、レンタルされた車はレンタル料金(6時間以内)と燃料の消費から、人員移動用のマイクロバス(コースター)と荷物運搬用のバン(ハイエース)あたりではないかと想像されます。これなら排気量が2倍違うために給油に差が出るのは当然ですが、前述しましたように県としては後々の事も考慮して、朝鮮学園側に確認してレンタルされた車名も記録(記載)しておくべきだと思いますが、県は今後、どのような対応をされるのでしょうか？上の質問と共にご回答ください。

☆8 平成 28 年度の福岡朝鮮初級学校の「運動会」で「賃借料」として計上されている貸出トラック燃料(17.5L 2016/6/1 水曜日 16:58) 領収書No.22 と、同じく貸出トラック燃料(5.79L 2016/6/11 土曜日 15:59) 領収書No.23 は、新宮町と古賀市内のガソリンスタンドで、領収書No.22 は香椎バイパス新宮(新宮町)、領収書No.23 はセルフ古賀(古賀市)となっています。

このどちらのスタンドも国道 3 号線沿いに在り、福岡朝鮮初級学校から直線で距離で 2.5 km と 4.8 km しか離れていません。ですがガソリンを運動会の日(6月1日)の四日前の 6 月 1 日に 17.54 リッターも入れています。レンタカーにせよ、貸出トラックにせよ、使った分の燃料を入れて返すのは常識とはいえ、これは多すぎないでしょうか？

この車がレンタカーですと 2 回も借りたこととなります。トラックは 3 t 以上はそのほとんどが軽油が燃料らしいので、燃料がガソリンという事は、恐らく 1 t ~ 2 t 車、もしくは軽トラックだと思われます。2 t 車の場合、1 t 程度の貨物を積んでの燃費は車種にもよりますが、おおよそ約 7 ~ 9 km らしいので、 $17.54 \times 7 \text{ km} = 122.8 \text{ km}$ も走行できます。

福岡朝鮮初級学校と九州朝鮮中高級学校の距離は約 40 km ほどですので、その距離は一往復と片道分もできる距離です。一体、どんな荷物をどこまで運んだのでしょうか？

また、6 月 11 日は 5.79L のガソリンを入れています。6 月 1 日と比べると 11.75L も差がありますが、その差はいったいどこから生まれたのでしょうか？

この状況では県民から、本当に貸出トラックに入れた燃料なのか？という疑問を持たれてもおかしくはないと思われしますので、この補助金を担当している私学振興課は、この貸出トラック燃料(領収書No.22・23)について、

- (ア) レンタルされたトラックであるのならば、それはどこの業者から借り受けたのですか？
- (イ) 車種はどういう物なのですか？(軽トラックや普通乗用車、または 1 t 車・2 t 車など)
- (ウ) この運動会に関係するどのような荷物を、どこまで運搬したのですか？

上記の事を県は責任を持って福岡朝鮮初級学校に対して確認し、上記の質問に回答をして、その支出が適切であった事を証明して下さい。

☆9 平成 24 年度の福岡朝鮮初級学校の「ふれあい納涼祭」において、8 月 25 日に「福岡長寿の家 コヒャン」から 42,000 円で中型バスを借りた事になっていますが、この領収書は手書きな上に、発行された領収書の住所と電話番号が朝鮮総連福岡支部と同じになっています。(ただし、現在は、この住所には在りません)

政府や公安調査庁の見解によると朝鮮学校と朝鮮総連は、密接な関係にあるとされています。またこの「福岡長寿の家コヒャン」は、在日朝鮮人のお年寄りにミニデイサービスを提供する施設で、朝鮮新報によると朝鮮総連福岡支部が主催しているようです。

朝鮮新報 → <http://chosonsinbo.com/jp/2015/04/0414yd/>

このような場合には、同系列(または同じ団体内)の領収書の発行に成るので、第三者が発行する領収書よりもその公正さが弱いと思われ(不正が生まれやすい)。その為には、少なくとも以下の三点を確認する必要があると思います。

- ① 当時、「福岡長寿の家コヒャン」が中型バスを持っていたか確認する
- ② 実際に貸し出された客観的な証拠を確認する
- ③ 借り受けた中型バスを福岡朝鮮初級学校が実際に何に使用したのかを第三者的に確認する

中型バスのレンタル料金は当時としては適正な価格のようですが、それならなぜ民間のレンタル会社から貸し出しを受けなかったのか疑問です。また、県の職員は当時、どのようにしてこれが適切な補助金(21,000 円)の支出と判断できたのでしょうか？ ご回答ください。

(7) 補助金対象事業内での景品・賞品について

- ☆1 平成 25 年度の九州朝鮮中高級学校「学園祭」で、
2013/7/2 ギフト券 3600 円(イオン戸畑で購入)、
2013/7/2 スターバックスカード発行 2000 円(ゆめタウン博多店で購入)、
2013/7/2 図書カード 5500 円(ゆめタウン博多店で購入)、
2013/7/2 自転車 22,980 円(サイクルベースあさひ力丸店[北九州市]で購入)、
2013/7/3 全国百貨店共通商品券 6000 円(博多阪急で購入)

と計上されていますが、これらの金額をすべて足すと 40,080 円に成ります。

これは、恐らく学園祭を盛り上げるための抽選イベントなどの景品にされたと思われませんが、自転車の 22,980 円は学校内によるイベントの景品としては高価過ぎるのではないのでしょうか？ 県は学校の行事に補助を行っているのですから、このように特定の個人へ高額な金券や商品が渡るような物への補助は対象外とするか、金額の上限を設定すべきです。

また、ギフト券・商品券・図書カード・スターバックスカードのいずれも金券ショップで換金ができます。そしてこれらのカードや金券は、誰にとっても使用が容易なので、本当にイベントなどで使われて該当者(当選者)へ渡されたのかも疑問です。県の担当課や担当者は、これらの賞品がすべて当選者に渡されたと確認されているのでしょうか？

これらを悪意的に解釈すれば、領収書を取得するために一旦購入し、その後に換金したとも考えられますので、こういう金券・カード類が補助金で購入された場合には、実際に「学園祭」で使用されて、購入者や学校関係者以外に渡されたという証明または確認が必要だと思います。

また、これらについての疑問点としては、景品の金券をなぜこうもバラバラの種類や場所で購入したのかという事です。抽選の景品としての図書カードや商品券は、当選の順位を金額の差を付ければよいと思えるので、購入場所や金券の種類があまりにバラバラだと、本当は購入者の自己使用目的で購入し、その領収書をイベントの景品として申告しているのではないかとの疑問が湧き、誤解を招きかねないです。 **この件について県はどうお考えでしょうか？**

ご回答ください。

- ☆2 同じく北九州朝鮮初級学校の「北九州アリラン夏祭り」に 2013/8/22 図書券(3,000 円)、
2013/8/21 ミキサー(7,480 円)へ補助金が支出されていますが、上に記述していますように特定の個人へ渡される景品などには、補助金の目的を考えれば金額の上限を設定するか、支出をしないようにした方が良くと思えますし、景品や商品は学校の行事らしく学用品に限定し、商品券や図書カードなど容易に換金できる金券は勿論の事、電気製品など学業に関係ない物は補助金の対象から除外すべきです。 **県としてはこれについて、どうお考えでしょうか？**

ご回答ください。

- ☆3 同じく福岡朝鮮初級学校の本校地域住民公開「運動会」で 2013/5/29(水曜)にチャック付きフラワとフルーツミックス各 1 個が購入されています。これらは日清の食用オイル(フラワーオイル)と果物ゼリーのようですが、運動会と何の関係があったのでしょうか？

また、購入時間も 23:01 と不自然です。

それと同日の 2013/5/29 購入時刻 12:13、UCC 職人のコーヒー× 5 個・ラックス SR 6P・ニュービーズ 198 円× 5 個は、缶コーヒーと婦人用シャンプーと洗濯用の洗剤のようですが、これと運動会とはどんな関係があるのでしょうか？ ひょっとして、私用購入した領収書を、県側がろくなチェックもしていないので、私用と承知の上で提出したのではないのでしょうか？

それとも運動会の表彰の景品としての購入でしょうか？ だとしても食用オイルや婦人用シャンプー、洗剤、果物ゼリーなどは学校行事の景品としては違和感があります。たとえ父兄参加の競技等の景品であっても学用品に限定させるか、景品・賞品に対する補助金をやめるべきです。

☆4 平成 26 年度の 10 周年記念行事で 10 月中旬から下旬にかけて、行事内の抽選会の賞品として大量の雑貨や商品券、そして図書カードが購入(約 47,500 円分)されているようです。前年度にも指摘していますが、スターバックスカード・図書カード・商品券などは金券ショップで容易に換金できます。また、抽選会の賞品として購入された物が実際にそれらが当選者へ渡されたという事を県の職員は確認しているのでしょうか？ そうでなければ特定の人物が着用し、換金または使用してしまう可能性も否定できません。このような賞品としての物品購入は、補助金の対象外とすべきです。 **県はこれについて、どうお考えでしょうか？**
ご回答ください。

☆5 同じく 10 周年記念行事で 10 月 20 日に**サッポロエビスビール 350ml (6 缶)**が 3 パック購入されていますが、学校行事になぜビールが必要なのでしょう？ これを補助金の対象とした県の職員の常識と共に、本当に補助金の支出内容が精査されているのかを疑いたくなります。尚、朝鮮学園におけるビールの購入は他年度でも散見されます。 **県はこれについて、どうお考えでしょうか？** ご回答ください。

☆6 平成 27 年度の北九州朝鮮初級学校「アラン祭り」で、ノンフライヤー(13,200 円)、羽無し扇風機(36,800 円)、商品券 1000 円券 10 枚、米(10,000 円)、キザミキムチ(20,148 円)、台所用用品(4,030 円)などが景品として購入され、総額 96,000 円以上の費用が使われています。そしてこの補助金だけで約五万円もの公金が支出されているようです。
小学校のイベントでありながら、なぜこのような高額な景品に補助金を使用されているのでしょうか？ また、**高額な電気製品や 1000 円の商品券 10 枚について、県の方ではこれらが賞品として関係者以外の人に確実に渡されたという事を確認しているのでしょうか？**
ご回答ください。

☆7 平成 28 年度の北九州朝鮮初級学校の「アラン祭り」に景品として購入された「シートマッサージ(12,800 円)」&「フードプロセッサー(12,704 円)」(領収書No.6)、そして「**スーパードライ(ビール)**」(領収書No.7)は、**補助金の主旨に照らし合わせて適切なのでしょうか？**
この補助金は、私立の外国人学校と日本人生徒との交流や私立学校の教育振興を目的に支出されているはずですが、即ちこれは、外国人と日本人の学校生徒達の交流を深める事が主な目的の補助金であるはずなのに、なぜその補助金で学生(小学生)と関係ないビールという酒類を買う事を認めているのでしょうか？

また、「シートマッサージ」や「フードプロセッサー」のように、生徒の教育には関係ない高額な物を購入して景品とするよりも、やはり景品は補助金の主旨に則った学用品などに限定すべきです。 **県のお考えをご回答ください。**

(8) 飲料水の補助金計上について

- ☆平成 24 年度 九州朝鮮中高級学校の中級部バスケット、中級部サッカー、高級部バスケット
- ☆平成 25 年度 九州朝鮮中高級学校の中級部バスケット、中級部サッカー
- ☆平成 27 年度 九州朝鮮中高級学校の高級部バスケット
- ☆平成 28 年度 九州朝鮮中高級学校の高級部バスケット

上記の事業内容に需要費または消耗品費で申請されている「飲料水(アクエリアスなど)」は領収書はありますが、使途内容が部員用の飲料のみで、何ら交流には関係が無く、私学の振興にも直接的には関係が有りませんので、これは単純に私的・個人的な使用ではないのでしょうか？

そうであるならば補助金の対象とはならず、自己負担が常識だと思います。もしこれらが認められるのであれば、昼食や夕食を食べてもOKという風に拡大解釈をされていく恐れもありそうです。

◎**県はこれを認めた根拠をご回答下さい。また今後のために、補助金の対象となる基準を明確に提示してください。**

(9) 品名が不明であるのに支出されている補助金について

平成 24 年度の北九州朝鮮初級学校「市民交流 朝日友好学芸会」における消耗品(195 番)の 10 月 16 日、品名は不明です。しかしその状態で金額 880 円(補助金は 440 円)について補助金が支出されているようです。**県の担当者は、どうやって補助金の対象と判断できたのでしょうか？判断ができた理由や方法をご回答ください。**

同じく平成 26 年度の九州朝鮮中高級学校「10 周年記念行事」で 9 月 30 日と 10 月 4 日に雑貨と 100 円商品を購入されていますが、その商品の内容は領収書に記載されていません。また、それを職員が確認した記載も無いようです。**この状況で職員の方はこの購入商品が、学校の行事に必要なものであると判断できたのでしょうか？**

100 円ショップの中には、携帯灰皿などの学校生活や生徒とは関係の無い商品も売られています。よって購入された商品の内容が分からなければ、補助金の対象であるかの判断ができないと思われる。

また、このように領収書は有るものの、商品の内容が確認できないのに補助金が支出されている件数が各年度ごとにそれなりの数があります。とくにダイソーなどの 100 円均一ショップで商品を購入した場合が目立ちます。**これらを踏まえて上記の質問にご回答ください。**

(10) 出演料などについて

- ☆1 平成 24 年度の福岡朝鮮初級学校「ふれあい納涼祭」における報酬費、8 月 25 日、**交通費**(京都市⇄福岡市)、金昌幸(京都市伏見区)、**30,000 円(補助金は 15,000 円)**については、交通費の詳細が提示されない状態で補助金が支出されています。これですと、余った分を返納してもらわないと不正受給に成ると思われそうですがどうなのでしょうか？ **果たしてこのように曖昧な形で公金が支出されても良いものなのでしょうか？ 県のお考えをご回答ください。**

また出演者の金昌幸には福岡朝鮮初級学校から出演料として 50,000 円が支払われています。一般的に言って出演料のようなものには規定された基準が無く、出演者と依頼者の合意の上で決まる事が多いと思われれます。

そうなると出演料が本来は 2 万円の所を、出演側と依頼者との合意で 4 万円とすれば、県から補助金が 2 万円支出される事になるので、それを出演者が本来の出演料 2 万円をもらい、残りの 2 万円を依頼者へ返還するように事前に決めていけば、依頼者は自分のお金を払わなくて良いの

で、実質的に2万円の着服ができる事になります。

このようなケースも考えられるので、一般的な市場価格と成るような基準がない出演料については、県は補助金の対象外にするべきです。 **県のお考えをご回答ください。**

☆2 同じく福岡朝鮮初級学校の「ふれあい納涼祭」における報酬費、8月25日、広島朝鮮歌舞伎団公演費の **70,000円(補助金は35,000円)** については、大雑把に「歌舞伎団公演費」となっていますが、広島からの旅費はどうなっているのでしょうか？ 広島ならば、宿泊をせずに公演後に帰宅する事は可能ですので宿泊費はこの中に含まれてはいないかもしれませんが。長距離を移動して来るのならば、交通費を省略する事はできないと思いますので、公演費に交通費が含まれているのなら、通常はその交通費の詳細を公演の報酬とは別に明記しなければならないと思います。

それを行わずに、公演報酬と旅費を含めた大雑把な事業計画で申請しても良いならば、常に多めに申請しておけば、余った補助金を朝鮮学園または公演者が不正受給できるようになると思われれます。

もし仮に、広島朝鮮歌舞伎団の交通費については福岡朝鮮学園が自己負担しているなら、なぜ上記の金昌幸氏の交通費も負担しないのでしょうか？ **県はこれについて、どのようにお考えでしょうか？**

この他にも、平成26年度の福岡朝鮮初級学校「ふれあい納涼祭」においても 8月30日に福岡歌舞伎団に公演費として30,000円、誰かの出演料(氏名は情報開示されていない)として10,000円が支出されています。

そして平成27年度にも「ふれあい納涼祭」で福岡朝鮮歌舞伎団に出演料が3万円支払われています。 **県は今後もこれらの出演料に対して補助金を支出されるお積りですか？ご回答ください。**

☆3 平成25年度の北九州朝鮮初級学校「アリラン夏祭り」で2013/8/24にクリーニング代として「愛の一座」の愛甲秀則氏へ **30,000円**が支出されており、愛甲秀則氏の領収書なる物も提出されていますが、県へ提出されている物は、領収書と銘は打たれていますが、これは領収書ではなく受領証(受取証明書)に該当する物ではないでしょうか？

本来、領収書という物は、何らかのサービスや商品の購入について請求された金額に対して、その金額を領収しましたという証明書のはずです。すなわち、これらの場合には、どういうサービスを受けたから、またはどういう商品を購入したからという、その代金を記入した請求書が前提にあり、それに対して購入者等が請求されたその代金をサービスや商品提供者へ支払い、その支払いを受けた者がその証明書として発行した物を「領収書」として、代金支払者へ渡されるのだと思います。

ところが愛甲秀則氏から朝鮮学園へ渡された領収書には、愛甲氏が「クリーニング代として正に受け取りました」として記されているだけで、クリーニングの対象物や作業内容が記されてありません。

また、これでは愛甲氏が自分でクリーニングを行ったのか、それともクリーニング業者へ発注したのかも不明です。もし、クリーニング業者へ発注された物ならば、県はその業者の領収書の控えの写しを取り寄せるか、または愛甲氏か朝鮮学園から「業者からの領収書」を提出してもらい、支出された30,000円(補助金は15,000円)との差額分を検証し、支出額が多い場合には、その差額分を返納して貰わねば、愛甲氏の不正受給や県から朝鮮学園への過大支出に成ると思われれますがどうなのでしょう？

また、愛甲氏が自分でクリーニングを行っていたとするならば、そのクリーニングした

対象物とクリーニングの作業内容を明らかにして貰い、その内容が一般のクリーニング業者のサービス代価と比べて正当であるのか無いのかを調査して、**過大な対価であればその分の補助金を返納して貰わなければ成らないと思われませんが、県としてはどのように判断されるのでしょうか？**

もし、愛甲氏から提出されている物を領収書と認めて公金が支出されるのであれば、領収書の金額をいくらでも好き勝手に記入して、自治体から好きなだけ補助金を支出させることが出来るということになりますが、それが小川知事が記者会見で表明された「**適切な支出**」と言えるのでしょうか？ **上の質問と共にご回答ください。**

(11) チラシやポスターについて

☆1 平成 25 年度の九州朝鮮中高級学校「学園祭」で、2013/6/15 に講演録冊子に対して **98,200 円** という高額な金額が使用されていますが、「教育公演録 配布記録表」の記録によれば購入部数は **1900 部** で配布数が **300 部** と成っていますが、**最終的な配布数はどれくらいのでしょうか？**

もし、配布数が記録のままであるならば、まったくの無駄遣いと成るので、今後はこのような冊子やチラシ・ポスターについては補助金の対象外とするべきです。

特にチラシとポスターは、そのイベントが終了するまでの間しか使用できません。期日が過ぎれば何の価値も無くなるものです。**県は毎年度、チラシやポスターへ補助金を支出していますが、その後の配布状況や貼付状況を掌握されているのでしょうか？ 配布数と共にご回答ください。**

☆2 同じく北九州朝鮮初級学校の「納涼祭りチラシ」を **7000 部購入** (13,120 円：補助金 **6,560 円**) も補助金の対象に成っていますが、果たして 7000 部も実際に配布を終えたのでしょうか？

仮に、個人宅のポストにポスティングをしたとすれば 7000 世帯 (人口 2 万人～3 万人の市の全体に当たる) という途方もない数に成ります。

学校の生徒やご近所周辺に配布しただけなら多くても 1000 部程度で十分だと思われるので、もし相当な数の未配布がある場合には、それも不正受給または不正 (過大) 請求のどちらかに当たるのではないのでしょうか？

この印刷をした会社 (プリントパック) は、100 部から 100 部刻みで印刷数が指定できるように成っていますし、印刷・配送も速いので、いきなり 7000 部もの大量な印刷数を発注する必要は無いと思われます。確かに一度の大量に注文した方が 1 部当たりの単価は安くなりますが、その内の少数しか配布できないならば、結果的に単価は高くなってしまいます。

よってこういうチラシは、最初に最低限を注文して、配布に余力があればその分を追加で注文した方が結果的に安くなるようです。またチラシは県の方で、本当にどれくらいの数が配布されたのかを掴むのは不可能に近いので、補助金の対象外にするべきだと思います。

このような事はポスターにも言える事ですが、**ポスターは貼る数が少ないので、ポスターを貼った状態の写真を提出させるようにするべきではないかと思いますが、県のお考えをご回答ください。**

☆3 同じく福岡朝鮮初級学校の「附属幼稚園 50 周年記念イベント」での 2013/6/28 の幼稚園チラシ **1500 部 (8,900 円)** と youmemire 券 (当日の抽選券) **1500 部 (19,148 円)** については、これほどの印刷部数が必要だったのでしょうか？

このイベントは幼稚園の物であり、その園児数は出金明細表や事業実績表から 26 名、初級学校生徒を入れても **62 名**、これに教員を入れて **74 名** となっており、このイベントへの参加者も

500人となっています。

この状況でどうしてチラシや抽選券を各 1500 部も印刷せねばならないのでしょうか？ この時に受注したネットの印刷業者(プリントパック)では、100 部からの印刷を請け負っているので 800~1000 部程度でも良かったのではないのでしょうか？ 県としてはこれについてどういう見解をお持ちでしょうか？ ご回答ください。

☆4 同じく附属幼稚園 50 周年記念イベントの 2014/3/5(請求は 2013/11/5)、用途は印刷代？ 13,000 円(株式会社伸和)は内容が判らないことと、イベント終了後の請求で、支払いが翌年の 3 月 5 日とはどういう物の印刷代金だったのでしょうか？ これについてご回答ください。

☆5 平成 26 年度の北九州アリラン夏祭りで 6 月 30 日にアリラン夏祭りのチラシ 6000 部(10,240 円)、7 月 5 日にポスター 100 部(14,600 円)が購入されていますが、これらのチラシやポスターは、すべて配布及び街頭に貼付されたのでしょうか？ 県としては補助金を支出している以上、そんな事は知らないでは済まされる事は無く、県民の税金(公金)が有効に使われているのかをチェックして指導管理する責務が有るはずです。

☆6 同じく九州朝鮮中高級学校の「新校舎竣工 10 周年記念行事」、2014/9/14 に「10 周年チラシ」4000 部(8,860 円)が購入されています。これについてもすべて配布されたという確認を県はされているのでしょうか？

☆7 平成 27 年度の北九州朝鮮初級学校「アリラン夏祭り」で、ポスターを 50 部 13,710 円(日付不明)、2015/7/3 にチラシ 4000 部 8,580 円に対して補助金が支出されていますが、これについてもすべて配布されたという確認を県はされているのでしょうか？

☆8 平成 28 年度の九州朝鮮中高級学校「創立 60 周年記念行事」で 2016/7/28 にチラシ 1500 部(3,456 円)、2016/9/23 にチラシ 500 部(3,456 円)に対して補助金が支出されていますが、これについてもすべて配布されたという確認を県はされているのでしょうか？

☆9 同じく北九州朝鮮初級学校の「アリラン夏祭り」で 2016/7/? にポスター 20 部(7,630 円)、2016/7/16 にチラシ 2000 部(8,100 円)を購入しています。これについてもすべて配布されたという確認を県はされているのでしょうか？

以上の☆5~☆9 までの購入されたポスターとチラシは、そのすべてが貼付及び配布されたのでしょうか？ また、これらについて、県はその使用状況を確認しておられますか？ ご回答を下さい。

これらのチラシ・ポスターの件について、県としては「そこまで管理できない」または「補助金を受給した団体にそこまでは求められない」とのお考えかもしれませんが、以前の記者会見の場で小川知事は「予算執行後も調査し、確定させている。適正に執行することで(北朝鮮に流れないように)担保する」と福岡朝鮮学園への補助金支出に関して表明されていますので、県の行政の最高責任者である県知事の言葉を重く受け止めて、上記の質問へ真摯にご回答ください。

(12) その他に問題が有ると思われる支出

☆1 平成 25 年度の北九州初級学校の「地域住民公開運動会」の 2013/5/24 における「運動会借り物競走の野菜代 5,200 円」は、何故に遠賀町まちづくり課の課長宛てに成っているのでしょうか？ ご回答ください。

☆2 平成 25 年度の北九州朝鮮初級学校の「アリラン夏祭り」で、2013/8/6 に祭り用タオル 300 枚作成に 50,400 円が使用され、補助金が 25,200 円が支出されてるようですが、果たしてこの「祭り用のタオル」の作成に補助金を支出する必要があったのでしょうか？

ちなみに、中高級の生徒と教師 159 名、北九州初級・幼稚園の生徒と教師 77 名、福岡初級・幼稚園の生徒と教師 74 名を合わせるとタオルの枚数に近い 310 名に成ります。このような点から見ると、この祭り用のタオルは、交流の為ではなく自分達のためだけの限定タオルの作成ではないのかと思われまます。これですと補助金の本来の目的である教育の振興と日朝の交流から逸脱しているように思われまますが、県はどうかお考えなののでしょうか？ ご回答ください。

またこの他にも、平成 26 年度の北九州朝鮮初級学校「北九州アリラン夏祭り」で 8 月 20 日にタオル 200 枚(36,270 円)に対して補助金が支出されていますが、このタオルは上記と同じく、記念タオルとして朝鮮学園内のみに配布される物ではないのでしょうか？

さらに平成 27 年度の福岡朝鮮初級学校「ふれあい納涼祭」で、スタッフ用ユニフォーム(プリント加工Tシャツ)33,177 円に補助金が支出されています。なぜ小学校で行われるイベントでスタッフ用ユニフォームが必要なののでしょうか？ 県はこれらについて、どうかお考えなののでしょうか？ ご回答ください。

このスタッフ用ユニフォームが無くてもイベントは開催できるはずです。このような事に税金である補助金を充てる事こそが、税金の無駄遣いと言われるのではないのでしょうか？

もし上記のこれらが補助金の対象となるのなら、祭り用のTシャツは勿論のこと、祭り用のトレーナーもOK、祭り用のジャンパーもOKと成って行きそうです。

朝鮮学校生徒の為だけにグッズを作る場合には、そのすべての費用を学校または父兄側に全額負担させるべきであり、補助金の対象からは外すべきだと思います。 上記の質問に対して県のお考えをご回答ください。

☆3 同じく福岡朝鮮初級学校の「福岡ふれあい納涼祭」で 2013/9/24、アスクル代金 9,996 円はイベント終了後、約一ヶ月後の郵便振り込みでの支払いになっている上に、アスクル(事務用品販売)を利用した内容も不明です。 これでどうやって県の職員は適正な支出と判断できたのでしょうか？ ご回答ください。

☆4 同じく福岡朝鮮初級学校の「附属幼稚園 50 周年記念イベント」には、

① 2013/9/31 のサクラクレパス (2,366 円)

② 2013/11/21 のアスクル利用代金 (18,632 円) 利用内容不明、

③ 2013/11/29 のサクラクレパス (和紙) 3,678 円

という支出が有りますが、特に②と③はイベント後に何に使用されたのでしょうか？

特にアスクル利用代金とサクラクレパス(和紙)はイベントの一ヶ月後の支払いとなつています。アスクルもサクラクレパスも主としてインターネットでの営業を行っている会社ですので、

通常は注文と同時にその支払代金を求められるのではないのでしょうか？ そうであるのなら、この領収書は他のイベントでの領収書にならないと自然だと思われそうですが、どうなのでしょう？ これについてご回答ください。

- ☆5 同じく福岡朝鮮初級学校「附属幼稚園 50 周年記念イベント」の 2013/9/21、ナイロンテグス 5 号・10 号、富士通アルカリ乾電池(型番から単 5 電池と思われる：主に LED ライトに使用される)は、釣り用品だと思われそうですが、イベントの一ヶ月以上前に購入されたこれらの商品は、一体何に使用されたのでしょうか？ ご回答ください。

ちなみにテグス 5 号の直系は 0.37mm、10 号は 0.52mm とそれほど変わりません。仮に装飾品を掛けるための使用なら、どちらか一方でも良いようですが。

- ☆6 平成 26 年度の九州朝鮮中高級学校「10 周年記念行事」の中には、領収書ではなく「納品書」が提出されて補助金が支出されているようですが、「納品書」とは、あくまで注文を受けた業者側が購入者等に注文の商品をお渡ししましたという証明書ではないのでしょうか？

たとえネットでの注文で、注文時に代金の支払いが必要であっても、キャンセルによる返品を行い、商品代金の返金を受ける事もできます。一般社会の常識からすると、商品の代金の受領を証明する物は「領収書」だけです。たとえばこれが「納品書兼領収書」と記載されているのなら問題は無いと思いますが、ただの「納品書」は商品代金の授受を証明した物ではないので、これで公金が支出されているのは問題があると思われそうです。

尚、これは 26 年度のみならず他年度でも、下記のような例がいくつか散見されます。

- ◎平成 27 年度の福岡朝鮮初級学校「学芸会」の 10 月 19 日に衣装として T シャツを購入していますが、納品書のみで領収書が有りません。

もし、このように公金を「納品書」で支出しても良いという条例、規約、議会の承認などが有りましたら教えていただきたいと思えます。この件についての説明と対応をご回答ください。

- ☆7 同じく九州朝鮮中高級学校「10 周年記念行事」で 10 月 31 日にトラベルハートという業者から初級学生用に「JR の団体券」を購入しています。これは何に使用されたものなのでしょうか？

また、このように事前に団体券を購入し、領収書を提出できるのに、なぜこれと一部の旅費以外には領収書が取得されないでも良いのでしょうか？ ご回答ください。

- ☆8 平成 27 年度の福岡朝鮮初級学校「ふれあい納涼祭」の舞台レンタルに 8 万 1 千円が使用され、補助金が 4 万円ほど支出されているようです。この舞台は絶対的に必要だったのでしょうか？ 体育館の舞台など代替施設が学校内に無いようには思えませんが。なお、この舞台レンタル料(8 万 1 千円)は平成 28 年度にも計上されています。

平成 27 年度の福岡朝鮮初級学校では、打ち上げ花火に 20 万と許可申請料、舞台設置に 8 万 1 千円、合計約 29 万円となり補助金は約 15 万円近くも、これらに支出されています。福岡朝鮮初級学校への補助金は約 30 万 6 千円と成っていますので、これは全体の 5 割に当たります。

これでは学校の交流事業に補助しているというよりも、町内会などへのイベント補助と県民から非難を浴びても文句は言えません。県は万単位の補助金を支出する際には、少なくともそれが学校・学生の交流に本当に必要不可欠な物で、それが無いとイベントの実行に何らかの支障が出るのか？ また、支出した補助金の額に相当するほどの教育の振興や交流の成果が得られるか？ を考えて支出する項目を限定していくべきです。これについて県のお考えをご回答ください。

☆9 平成27年度の九州朝鮮高級学校、8月10日・11日のサッカー部の夏季筑豊フェスティバルへの交通機関を使った参加人員が9人に成っていますが、サッカーは11人で行うスポーツであるので9人ではフットサルなどの試合以外はできないと思いますが、どのようにして試合に参加したのでしょうか？

この他にも2017年3月10日の中級部サッカーが支部リーグに9人、それと2012年(平成24年)5月のギラヴァンカップと中体連西区トーナメント、第34回八幡支部サッカーにも9人のみが交通機関を使用して参加している事になっています。

また、2014年4月から8月にかけて高級部のサッカー部の9人～10人のみが交通機関を使用して参加しています。特に4月12・13・19日の試合はインターハイの予選、7月25日は高校選手権一次予選という公式の試合です。練習試合ならば相手校の補欠の部員を借りて11人にすることも可能でしょうが、公式の試合では不可能だと思われます。

それとも一部の部員は別の交通機関や保護者等の送迎を受けたのでしょうか？ それならば尚更の事、申告された人員数の確認が難しくなりそうですが。これについて県はどのようにお考えでしょうか？ また、この件について福岡朝鮮学園に確認して下さい。

以上が平成24年度から28年度までの五カ年度の情報開示請求を行い、我々「早乙女会」が調査・分析を行って疑問点を洗い出したものです。これらの他にも疑問点がある支出は存在しますが、ひとまず上記の質問に対して、外国人学校教育振興費の補助金を取り扱い、その責任を持つ「私学振興課」と県の公費出納に関する責任を持つ「会計課」の回答を求めたいと思います。

平成28年3月29日に政府(文科省)により発せられた「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について(通知)」によると、『朝鮮学校に関しては我が国政府としては、北朝鮮と密接な関係を有する団体である朝鮮総聯が、その教育を重要視し、教育内容、人事及び財政に影響を及ぼしているものと認識しております。』と記されております。これを素直に読解すれば、朝鮮学校は北朝鮮の影響下にあるという事になります。

現在、北朝鮮は核兵器やミサイル開発を行い、日本にもその脅威を及ぼしています。また日本人を拉致して帰還させないばかりか、日本に潜入する工作員の教育に利用しています。そして、自民党の会合で、日本の公安調査庁が『朝鮮総連には工作員などが(日本国内に)約7万人いる』と言明し、『その中に朝鮮人学校の関係者が含まれているのか?』との質問に『その理解で結構です』と同庁は、はっきり認めています。(自民党 長尾敬衆議院議員による報告)

このように、朝鮮学校が日本国内での工作員の養成機関としても機能しているとの見解を政府が示しているにもかかわらず、日本国内の地方自治体では文部科学省の発表によると、昨年度平成28年度の地方公共団体による朝鮮学校への補助金の支出状況を調査した結果、6県、9市が取りやめて、全体で約8千万円減となりましたが、相変わらず14道府県1億2千万円、106市区町1億7千万円の計2億9千万円の公費が補助されています。そしてこの中に福岡県も含まれております。

北朝鮮の出先機関である朝鮮総連、その朝鮮総連の影響下にある朝鮮学校へ補助金を出すという事は、朝鮮学校が本来必要であった経費を福岡県が立て替え、その立て替えられた本来の経費が朝鮮総連に回収されて、日本国内に在る北朝鮮系のパチンコ店からの収益金と共に北朝鮮へ上納されるという事です。

これは、福岡県やこれらの地方自治体が北朝鮮の核・ミサイル開発や対日工作員の養成に手を貸しているのと同じ事であり、テロ国家に対する支援です。県知事や県の職員は、自分達が何を行っているのかを認識すべきです。

また新聞によると、無責任にも福岡県の私学振興課の担当者は「補助金は交流事業に出している。朝鮮学校の教科書の内容は確認していない。朝鮮総連と朝鮮学校の関係も把握していない」と語ったとあります。金正恩という独裁者を礼賛し、教育の政治的な中立性も無く、反日的な教育を行う朝鮮学校に日本人の税金を投入するというのは、普通の日本人の感覚からすると異常としか思えません。

それなのに小川知事は、「(教育の政治的中立性について) 教育基本法には規定があるが、過去の裁判で『朝鮮学校は法律に定める学校には該当せず、その適用は受けない』とされた」と語り、福岡朝鮮学園への補助金を続けています。

しかし、この小川知事の発言は矛盾をしています。朝鮮学校が法律で定める学校でないのなら、なぜ私立外国人学校教育振興費補助金という名称の補助金が県から福岡朝鮮学園へ支出されているのでしょうか？ 実際には、この補助金の対象に成っているのは福岡朝鮮学園と福岡インターナショナルスクールの2校だけです。この福岡インターナショナルスクールは、国際バカロレア機構から認定を受け、日本の文科省から一条校と同等との評価をうけていますが、過去、県からの補助金を受けていません。

現在、私立外国人学校教育振興費補助金を受けているのは、正式な学校ではないと小川知事自ら認めている福岡朝鮮学園のみです。これは一般的な国民や県民から見ると異常な事ではないのでしょうか？

そして我々早乙女会が不安に思っている事は、現在、福岡朝鮮学園に支出されている「領収書無しでの補助金支出」が福岡朝鮮学園のみではなく、他の外部団体に対しても行われているのではないかという事です。もしそうならば、その金額は億単位になるのではないかと大変憂慮しております。

一般の国民・県民からすると公金(税金)が、外部団体からの「何の証明もされていない請求」に対して支出されているという事は、まったく考えられない事であり、許されない事です。

当然の事として不正な支出に関しては、当事者の福岡朝鮮学園やその他の外部団体から返還されるべきであり、それが仮になされない場合には県の行政の最高責任者である小川知事がすべて弁済すべきです。

尚、この質問書に対する回答期限は勝手ながら3月4日までとさせていただきます。またこの質問書の回答については、私学振興課または会計課のどちらかの回答で結構ですので、双方で調査・調整のうえでご回答ください。

もし仮に、調査・回答に時間を要する項目もあるようでしたら、それについては期限内に送付される回答書の中に、その旨といつ頃までに回答できるかを記載して下さい。

またもし、不幸にも私学振興課並びに会計課のどちらからも回答が得られない場合には、当会としては、県庁並びに県知事が真摯にこの問題に向き合う気も無く、何らかの不正が現実には発生しているものと認識し、相応の措置を取らせていただきます。

それでは県庁並びに県知事に対する県民の信頼を回復させるためにも、ご回答よろしくお願い致します。

平成 30 年 2 月 15 日

早乙女会

【回答書の送付先住所】

【連絡先】